

# ○白岡市総合振興計画審議会条例

昭和54年12月24日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、白岡市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、白岡市総合振興計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、白岡市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 委員は非常勤とし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営企画部企画政策課において処理する。

(令4条例28・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成9年12月16日条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月30日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日条例第28号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。